

私は、日本共産党を代表して、議案第 4 号一般会計、議案第 6 号下水道事業、から 10 号までの簡易水道、公設市場、駐車場、国民健康保険費の各特別会計、第 16 号集落排水、第 17 号介護保険費、第 19 号温泉事業費、第 22 号後期高齢者医療費、第 23 号水道事業の各会計予算及び議案第 51 号国民健康保険条例の一部改正について、以上 12 議案に反対し、請願第 1 号国保料を引き上げしないことを求める請願及び請願第 2 号中学校卒業まで子供の医療費助成の拡充をもとめる請願は賛成し、それぞれ理由を述べます。

昨年の政権交代によって、いま国民の声によって政治が動きはじめています。旧来の自公政治とどこがどう変わったのか、初めての予算が国会でも審議されています。市長は、12 月議会であたらしい政権の暮らしのための政治や地域主権の実現を改革の主要な理念としてかけ、自分の「人を大切にするまちづくり」をめざす理念と相通ずるものがあると言われました。

しかし、市長が昨年 9 月議会にあらたに打ち出した「人を大切にする」という理念は、これまでの政治姿勢の転換なくして、市民の理解はえられません。市長が、自公政治のときにつくられた、高齢者を差別する後期高齢者の医療制度や障害者に応益負担をもとめた障害者自立支援法を認めてきた態度をあらため、きっぱりと廃止をもとめる姿勢に転換すべきです。

本市の予算案は、「人を大切にする予算案」だとし、生活保護の増額や国保会計への繰り出し、職員採用の計画より多くの採用、緊急雇用創出事業などの雇用対策に重点配分しているとしています。

しかし、生活保護費は昨年度までは現場の要求額を削減していましたが、今年度は必要額を計上しているのは、市民生活を守るセーフティネットとして、これはごく当然なことです。

国保会計への繰り出しは、一般質問で指摘したように、国保運営協議会がたびたび指摘してきた医療費増加の抑制としてガンなどの保健予防の対策に本気でとりくんでこなかった当局の対応のツケが、今日の国保会計に影響を与えているものであり、相互扶助を理由に市民の負担に転嫁するものではありません。また、新型インフルエンザは、まさに想定外の感染症の流行であります。これが基金の取り崩しだけで対応しきれない場合は、一般会計の繰り出しによって、100 万円以下の人が 6 割を占める脆弱な国保会計を支えることは、市民の命と

健康を守る行政の責任であり、必要な財源が確保できないものではありません。

今年度の職員採用は、職員適正化計画による職員数の削減がおこなわれたなかで、計画より多く採用する理由が「本当に雇用対策なのか」という職員の率直な疑問があがっています。それだけ市長に職員の不信が向けられているほど、市民サービスが対応できない実態があります。昨年の本会議でも提案したように、市民は一定期間でも安定した雇用を求めています。市も一定期間の計画的な仕事を作り出し、半年や一年程度の雇用ではなく、任期付き雇用の活用を積極的におこない、市民の生活不安の解消や再就職の支援を強めるべきです。

また、予算案には、自衛隊誘致の検討委員会の活動、東部広域のごみ焼却施設推進の調査費用の負担、保育所の民営化、消費税転嫁などの問題があり、先日の予算審査特別委員会で村口英子議員が指摘しています。

次に、請願1号の国保料の引き上げについてです。

先程、基本的な点は指摘したとおりです。一般会計の繰り入れの増額が、特別会計をゆがめるとの声がありますが、それは国保会計の実態を正確にみないものです。国の負担金がかつての半分まで減少し、その分国保料引き上げで負担が転嫁されています。国の負担金の回復を強くもとめつつ、今年度から医療費抑制にとりくむならば、ジェネリック薬品の利用促進のために啓発用カードの配布をただちにおこなうこと、緊急的に加入者の負担はこれ以上を増やさないために、一般会計の繰り入れを増額して、市民生活と国保会計を守るとりくみに踏み出すべきです。

また、請願2号の医療費助成の拡充についてです。反対の理由のなかには、「子ども手当が支給される」「コンビニ受診が増え、医療費がかかる」という意見があります。しかし、子ども手当の趣旨は医療費助成が目的ではありません。また、医療費助成を拡大したために、コンビニ受診が増えたことがあるでしょうか。コンビニ受診は、医者へのかかり方の問題であり、反対の理由になりません。

さらに、いっきに拡大するのは財源に問題があると言われますが、小さな町村でも実施していることからみても、反対する理由にならないことは明らかです。この請願を不採択にすることは、年齢引き上げによる対象拡大にブレーキをかけ、多くの市民の願いに背をむけるものであります。保護者の強い願いに応えるなら、請願は採択すべきです。

なお、議案第 71 号市営片原駐車場の指定管理について及び議案 79 号工事請負契約の締結については、私たちは採決に加わず退席をします。

この議案は DPO 方式の公募型プロポーザルにより決定されました。しかし、この結果に対し市民から公開質問状が提出されるなど、選考委員会での検討のあり方に不透明さを感じざるをえません。建設水道委員会の委員からの質問に執行部の適切な説明がなされず、長時間の審議となり、先程の委員長報告にあった付帯意見で指摘されることになりました。こうした状況では採決するにはいまだ納得をするに至らないものであることを付言しておきます。

以上、各議案に対する態度を述べました。

日本共産党市議団は、いまの市政の転換をもとめて、暮らし向上、福祉・教育の改善をもとめる市民とともに、ひきつづきそのために全力をあげることを表明して、討論を終わります。